

○備前市飲料水供給施設給水条例施行規則

平成17年3月22日

規則第168号

改正 平成20年3月31日規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、備前市飲料水供給施設給水条例(平成17年備前市条例第216号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開発事業区域内給水)

第2条 開発とは、備前市開発事業の調整に関する条例(平成17年備前市条例第190号)の適用を受けるものをいう。

2 開発区域内で給水するための上水道の水源は、事業者が自ら確保しなければならない。ただし、事業者がその所有する水源を市長に提供し、市の飲料水供給施設の水源として加えられたい旨の申し出があった場合において、市長が必要と認めるときは、当該水源を市の水源に加えるものとする。

3 事業者が市の飲料水供給施設から給水を受けたい旨を申し出た場合において、市長が適当であると認めるときは、その給水に応じるものとする。

(開発事業区域水道施設の費用負担)

第3条 開発区域に給水するための新設又は改良される水道施設の工事費は、全て事業主の負担とする。

2 前条第3項の規定に基づき市が給水に応じた場合において、事業者は開発協力金を市に納付するものとする。

3 前項に規定する開発協力金は、水源の確保及び水源施設の拡充、改良を図る経費の一部に充てるもので、その額は開発区域内公共用地を除く開発面積につき1平方メートル当たり700円とする。ただし、これにより難い場合は、市長が算出した額とする。

(開発事業区域水道施設の維持管理)

第4条 前2条により開発事業区域新設又は拡充改良水道施設の維持管理は、事業者がこれを行う。ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第5条に規定する水道施設基準並びに条例及びこの規則に適合し、市長の認定があったときは、これを市に引き継ぐことができる。

(市の工事施行による被害)

第5条 市長が施行する工事のため所在の工作物、その他に必要な最小限度において損害を与えても、市長はその責めを負わない。ただし、市長に重大な過失があるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、給水装置の破損、漏水による損害にこれを準用する。

(量水器検査)

第6条 量水器検査は、請求者又はその代理人立会の上行うものとする。

2 前項の立会いをしないときは、請求者はその結果について異議を申し立てることができない。

3 検査の結果使用公差を超えるときは、その割合に応じて既使用の水量を更正し、料金を還付し、又は追徴する。

(準用)

第7条 この規則の施行については、法令その他別に定めるものを除くほか、備前市水道事業給水条例施行規程(平成20年備前市企業管理規程第2号)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「管理者の権限を行う市長」又は「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の吉永町簡易水道事業給水条例施行規則(昭和40年吉永町規則第4号)又は合併前の日生町飲料水供給施設給水条例施行規則(昭和62年日生町規則第22号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の規則の規定により課した、又は課すべきであった料金、手数料又は負担金の取扱いについては、なお合併前の規則の例による。

附 則(平成20年3月31日規則第36号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。